

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課、経済産業政策局地域経済産業政策課、
経済産業政策局産業創造課、経済産業政策局産業組織課、
イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課）

項 目 名		取引相場のない株式の評価方式に関する見直し	
税 目		相続税・贈与税（財産評価基本通達）	
要 望 の 内 容	取引相場のない株式の評価は、株主の区分及び会社の規模等に応じて実態に即した評価をすることとされているが、今般の評価方式の見直しにあたっては、企業の成長や事業承継を阻害することがないように、慎重な検討が必要である。見直しによる影響や事業者の懸念を踏まえ適切な措置となるように検討する。		
	平年度の減収見込額		— 百万円
	（制度自体の減収額）		（ — 百万円）
	（改正増減収額）		（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 非上場企業は我が国雇用を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在。技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する企業の事業の更なる成長や円滑な事業承継により、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげる。 (2) 施策の必要性 企業の経営者は、事業承継が必要な 70 代以上の事業者や今後事業承継が必要となる 60 代の事業者も多く、事業承継は喫緊の課題である。 一方、今般検討が行われている評価方法の見直しでは、現行の評価方式と大きく変わることによって、多くの企業に影響を及ぼす可能性がある。企業の成長や事業承継を阻害することがないよう、慎重な検討が必要である。	
今回の要望（租税特別措置）に関する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	企業の事業の更なる成長や円滑な事業承継により、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし
		同上の期間中の達成目標	—

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	取引相場のない株式の相続税評価は、令和6年11月に会計検査院の検査報告において、「異なる規模の会社間での公平性や社会経済の変化を考慮し、より適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要」との指摘を受けたことを踏まえ、見直しの議論が行われている。 しかしながら、今般の見直しによって、多くの企業に影響を及ぼす可能性があり、企業の成長や事業承継を阻害することがないように、見直しによる影響や事業者の懸念を踏まえ慎重な検討が必要。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	・平成２８年度改正 要望。「適切なあり方について早急に総合的な検討を行う」とされた ・平成２９年度改正 類似業種比準方式の算定式の見直し等	